

平成27年太宰府市議会第3回(9月)定例会

総務文教常任委員会会議録

平成27年9月8日(火)

福岡県太宰府市議会

## 1 議事日程

〔平成27年太宰府市議会第3回定例会 総務文教常任委員会〕

平成27年9月8日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第55号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について  
日程第2 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について  
日程第3 意見書第1号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書  
日程第4 意見書第2号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	長谷川公成	議員
委員	神武綾	議員	委員	徳永洋介	議員
〃	有吉重幸	議員	〃	森田正嗣	議員

## 3 欠席委員は次のとおりである（0名）

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	濱本泰裕	教育部長	堀田徹
市民福祉部長	中島俊二	総務部理事 兼公共施設整備課長	原口信行
議会事務局長	今泉憲治		
総務課長	石田宏二	経営企画課長	山浦剛志
文書情報課長	百田繁俊	防災安全課長	齋藤実貴男
管財課長	寺崎嘉典	税務課長	吉開恭一
納税課長	伊藤剛	社会教育課長	井上均
中央公民館担当課長 兼市民図書館長	木村幸代志	文化財課長	菊武良一
学校教育課長	森木清二	監査委員事務局長	渡辺美知子
会計管理者兼 会計課長	緒方扶美	議事課長	花田善祐

**5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）**

書 記 山 浦 百 合 子

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第55号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第55号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。執行部の補足説明を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 議案第55号太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

資料は、議案書1ページ、条例改正新旧対照表1ページでございます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴うものであり、地方公共団体が保有する特定個人情報の保護を定めた番号法第31条の規定によるものです。

番号法に基づいて個人番号が付番されることにより、個人情報の一部は個人番号をその内容に含むこととなります。そのような個人情報は、番号法では特定個人情報と定義され、より適切かつ厳格な取扱いが義務付けられております。

国の機関にあつては、特定個人情報に関しては、番号法第29条及び第30条の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の関係条文を読み替えて、番号法の趣旨にそった運用をすることとなります。一方、地方公共団体にあつては、個人情報保護条例の規定内容が全国一律でないため、番号法の読み替えの趣旨をそれぞれの個人情報保護条例に当てはめて個別に改正を行う必要があります。

それでは、改正規定ごとに改正の趣旨をご説明します。

改正規定によって施行時期が異なりますので、議案書2ページから始まります第1条の部分と議案書3ページ中ほどから始まります第2条の部分の二つに大きく区分しております。第1条は番号法の施行日である平成27年10月5日に施行します。また、第2条の施行日は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日で、これは情報提供システムを介して情報の提供が開始される日であります。

まず、第1条の部分の改正規定からご説明をいたします。

第2条の改正は、用語の定義の追加です。

第5号は、番号法に基づいて新たに用語を定義するものです。また、第6号保有特定個人情報は、

第2号個人情報と第3号保有個人情報が対をなすのと同じく、第5号特定個人情報と対をなすものです。

第8条の改正及び第8条の2につきましては、番号法の趣旨に基づき、一定の要件を満たす場合を除き、保有特定個人情報の目的外利用及び目的外提供を禁止するものです。

第12条第2項及び第13条第2項の改正は、番号法第29条第1項の規定により読み替えられる行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第12条第2項の趣旨に基づき、保有特定個人情報の開示請求を、本人の委任による代理人にも認めるものです。

なお、第12条第2項及び第13条第2項の規定は、第20条第4項、第23条第3項及び第25条第3項に準用規定がございます。よって、開示請求に関する第12条第2項及び第13条第2項の改正が、第20条の訂正請求、第23条の削除請求及び第25条の目的外利用等中止請求にも及ぶこととなります。

第14条第2号の改正は、番号法とは無関係ではございますが、独立行政法人通則法の一部改正によりまして特定独立行政法人が行政執行法人に名称変更したことによるものです。

第23条の改正は、自己に関する個人情報の削除を請求できる要件として、番号法に違反して収集し、又は特定個人情報ファイルに記録される場合を加えるものです。

第25条の改正は、自己に関する個人情報の目的外利用や提供の中止を請求できる要件として、番号法に違反して利用し、提供し、又は特定個人情報ファイルに記録される場合を加えるものです。

つづきまして、第2条の部分の改正規定をご説明いたします。

第2条は、全体といたしまして情報提供等記録に関する改正でございます。

第2条の改正は、用語の定義の追加です。番号法に基づいて、新たに第6号として用語を定義するものです。

第8条の2の改正は、番号法の趣旨に基づき、保有特定個人情報のうち情報提供等記録については、要件の如何によらず目的外利用を禁止するものです。

第21条の2は、番号法に基づいて提供された特定個人情報を訂正した場合に、最新の情報を共有するために、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に通知する旨を規定したものです。

第23条及び第25条の改正は、番号法第30条第1項の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の利用停止に係る規定が適用されない趣旨に基づくものです。

情報提供等については、情報提供ネットワークシステム上、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めないことになっています。

最後に、附則の説明でございます。先ほど申し上げましたとおり、条例の施行日は、第1条が番号法の施行日である平成27年10月5日です。また、第2条の部分は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日で、平成29年1月と想定されております。

以上が本条例の改正内容でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） まず、基本的なことなんですけれども、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆる番号法ですか、これといわゆる太宰府市個人情報保護条例の目的がそれぞれ食い違うんですけれども、それを番号法の施行の細則をこの保護条例のなかに組み込んだというのは、これはその目的の食い違いと言いますか、そのところはどういうふうクリアするというふうにお考えになったのでしょうか。お聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 確かに目的と言うことから考えますとかたや番号法は利便性を念頭に置いたような法律でございますし、個人情報保護条例は個人情報の保護ということでございますので直接にはかみ合わないというような側面もあろうかとは思いますが、ここではあくまで番号を付番することによって発生します特定個人情報の部分でございますが、それはより適切な厳格な扱いが求められるという保護の面を重視いたしまして個人情報保護条例の中でいわゆる特枠として特定個人情報については既存の単なる個人情報とは違った扱いをするということで、1本化することによって改正できるのではないかと考えてございます。もちろん特定個人情報だけに特化した条例を別に制定するという考え方もありますわけですが、そのように条例が2本立てになりますと番号法との目的を整合させるということはある意味可能かもしれませんが、実際取り扱う際に2つの条例を見比べながらということになりますと非常に煩雑になるというか、市民にとってもよりわかりにくいということが想定されましたので、これもまた他市の事例とかも色々見たわけでございますが個人情報保護条例の中で改正するという自治体の方が一般的であったように見受けられましたので太宰府市においてもそのような手法を取らせていただいたような次第でございます。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） わかりました。それでは、次に移らせていただきます。

用語の問題でございます。用語の問題の中で、保護条例の改正案として出てまいりましたのが5号の特定個人情報、それから7号の保有特定個人情報、それから6号の情報提供等の記録という3つが案として出ております。それでですね、先ほどの補足説明によりますとおそらくこの目的の違いも加味してと思えますけれども、特定個人情報あるいは保有特定個人情報のなかに いわゆる旧法といえますか、現法の第2条第2号、第3号の個人情報を含んでいるという形でご発言をされております。そのあとに訂正、あるいは開示請求ということも言われておりますけれどもこの部分は、つまり特定個人情報の訂正とか保有特定個人情報の訂正というふうな話での訂正条項ではなくて例えば……。今具体的に行き当たりませんが、特定個人情報だけの訂正と言うことについては先ほどのお話の中では個人情報としてのコアの部分以外のいわゆる情報としての、たとえば税務上の収めた金額あ

るいは社会保障上のいろんな給付関係とかそういった情報についての訂正まで含めて、訂正がかかるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 市が保有しております特定個人情報であれば、ここで言います個人情報保護条例の範疇にございますので、訂正請求は可能であるということでございます。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） そういたしますと、特定個人情報のいわゆる訂正権を持っていらっしゃる権限者と個人情報の訂正権を持っていらっしゃる権限者、おそらく条例のなかで位置づけが違うと思うんですけども、それはそれで正しいのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 位置づけが違うというあたりのことをすみませんが、もう一度ご説明いただければと思います。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 個人情報につきましては、何委員会でしたっけ。最後に不服申し立てがあって最終的にはここで審査しますという機関を別途保護条例の場合は設けてありますよね。

（「情報公開・個人情報保護審査会」と言う声あり）

○委員（森田正嗣委員） そうですよね。失礼しました。ところが、いわゆるネットワークシステムに関する通知もするようですが、番号法の場合はこれは最終的には訂正するのはどこが訂正するというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 太宰府市で策定したもの、あるいは太宰府市で保有するものについては、個人情報保護条例が及びますので、訂正が妥当であると判断すれば太宰府市において訂正をすると、そのように理解をしております。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） そうしますと、番号法が予定をしている特定個人情報、いわゆる個人情報でない情報の方についての訂正について、最終的には不服申し立てといたしますか、そういった形での訂正の最終的な行き先は市ではないということですね。その上の方になるということですか。たとえば、他の第三者機関とかそういうところになるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 今般予定されております行政不服審査法との絡みもあろうかとは思いますが、行政不服審査法の改正後の新法に予定されております第三者機関に不服申し立てをするというのが法の施行後は一般的になるわけでございますけれども、その新行政不服審査法の中において、条例において特に定めれば附属機関等を設けてそこで審査する機会を設ければ、そこにおいて不服申し立

ての審査をすることができるというような規定があったかと思しますので、現行ございます情報公開・個人情報保護審査会が情報公開条例あるいは個人情報保護条例に関します審査請求の審査を行う機関にそのまま移行をするというようなことを予定しております。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） それでは、非常に恐縮なんですけれども、先ほどの結局第2条の定義に戻りますけれども、例えば第2条の第5項として新設される項数ですけれども、ここに特定個人情報として規定をされていらっしゃるわけですけれどもこの中身を、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（略しまして、第2条第8項に規定する特定個人情報をいう）と書いてございます。番号法の第2条第8項の特定個人情報と言うのは、特定個人情報は個人番号を、かっこの中は含みますけれども、かっこの中は省略しますが、個人番号をその内容に含む個人情報をいうと書いてございます。そこで、いわゆる訂正をしようと思った時に、片一方は個人情報として独自に構築されている情報網が、データ類があると思うんですけれども、片一方に特定個人情報と言われるものがあって、自分の個人情報を選択して訂正するというのが、この文言ではどちらを選ばばいいのかということは別に問題はないというふうにご判断なさったのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 個人番号がその内容に含まれているかいないかによらず請求者は同一であろうと思われるので、その際の訂正請求については問題はなからうというふうに判断いたしました。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） そもそもマイナンバー制度についてなんですけれども、今度10月1日にマイナンバーの通知カードを配布されるということになっていると思うんですけれども、その通知カードは受け取り拒否はできないということになっていてそのあと、ICチップの内蔵されたカードの所有については強制ではないというふうに聞いていますけれども、この点については間違いはないでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今言われたとおり、個人カードにつきましては、申請をされた方のみ交付されるというふうに伺っております。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武綾委員） この点については、市民の方から自分の個人情報が漏れてしまうのではないかとということで、心配されている方もいらっしゃると思うんですけれども、ICチップが内蔵されたカードについては強制ではないというような告知についてはされていますでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） このマイナンバー制度につきましては、今広報等で順次お知らせをしていると



ころです。また10月5日以降に発送される個人番号の通知カードその中にもそういった説明を入れて、個人カードと言うんですか、その申請書も一緒になっているような書式になっておりますのでその中で説明をしておるということでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にありますか。

（「なし」と言う声あり。）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） この条例改正については、マイナンバー制度に関連しての条例改正になっております。今まで個人情報については色々情報流出などで問題が相次いでおります。この情報が集積されるほど利用価値が高まって攻撃されやすくなってリスクも高まるというところでの根本的な問題があるというところで私たち日本共産党といたしましては反対の立場でおりますので、この条例改正についても反対という立場をとらせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか。

（「なし」という声あり。）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。議案第55号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。よって議案第55号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名 反対1名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○委員長（門田直樹委員） 日程第2、議案57号平成27年度太宰府市一般会計補正予算第3号についての当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補足説明をいただく際、関連のある別の補正項目については、あわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

執行部におかれましては関連のある補正については、あわせて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の、14、15ページをお開きください。

2款1項7目、公共施設整備関係費について、説明をお願いします。

総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） それでは、事業細目 330 公共施設整備関係費における 25 節公共施設整備基金積立金について説明させていただきます。

この基金は公共施設等の計画的な整備促進を図るため設置しているものであり、平成 26 年度の決算剰余金約 5 億 5,000 万円の中から今回 1 億円の積み立てを行うものであります。この積立等により公共施設整備基金積立金は平成 27 年度末予算ベースで約 4 億 500 万円となる予定です。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 1点。この前の本会議の質疑で、色々ご説明あって可能な限り積み立てていくっていうのがあったんですが、今後の公共施設の整備の予定と言うか計画ですね、そういうもので、その概算、何億とか何十億とかあって、その予定額の何%ぐらいは積立とかないかというふうな法的なものとかあるんでしょうか。それとも任意。

総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 法的なものはありません。ただ、公共施設整備、公共施設等総合管理計画の中でやはり予算の見通しも立てながらということが書いてありますのでそのように進めたいと思います。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） はい、わかりました。他よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款1項9目財政調整基金費及び関連する歳入補正についてあわせて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛士） 補正予算書14ページ、15ページ、2款1項9目、25節積立金、細目330の基金財政調整基金費についてご説明させていただきます。

平成26年度決算における実質収支は5億5,531万3,000円となっております。2億円を財政調整資金に、1億円を減債基金に積み立てるものでございます。積立後の財政調整資金の額は予算ベースで35億2,483万8,303円に、減債基金の額は同じく予算ベースで3億4,341万8,740円になる予定でございます。

また、関連する歳入といたしまして、補正予算書12、13ページをお開きください。19款1項1目繰越金の前年度繰越金につきまして、3億8,114万9,000円を増額補正し、5億4,775万7,000円にするもので

ございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款2項1目、ICT推進費及び関連する補正項目について、あわせて説明をお願いします。

文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 2款2項1目 ICT推進費の13節委託料の補正額1,109万2,000円及び19節負担金、補助及び交付金の補正額63万6,000円につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、9月4日の質疑において総務部長から回答しましたとおり、いずれも番号法の施行に対応するための環境整備に関するものでございます。

まず、13節委託料のうち、基幹業務系システム委託料272万2,000円の内訳をご説明いたします。

中間サーバ接続端末導入関係に113万4,000円、タッチパネル導入関係に48万6,000円、サンドボックス導入関係に110万2,000円を計上いたしております。

中間サーバ接続端末につきましては、番号制度の運用開始後、国の行政機関や地方公共団体の間で個人情報を照会・提供する際にその仲介をする装置であります中間サーバに接続するための端末が必要となります。平成28年1月以降に、連携テストが実施されることになっており、それまでに接続端末を設置する必要があります。

また、タッチパネルにつきましては、平成28年1月以降に個人番号カードを市で交付する際、公的個人認証に関するパスワードを設定する必要があります。パスワード入力にはタッチパネルが採用されていることから、カード交付開始までに設置する必要があります。ご説明いたします。

また、サンドボックスとは、ネットワーク上の不審な通信を検出するシステムでございまして、セキュリティリスクの低減が可能となります。番号制度導入に伴いまして、ネットワークの不正監視として既存のファイアーウォールなどに加え、サンドボックス装置の導入が推奨されており、セキュリティ強化の一環として設置するものでございます。

次に、内部情報系システム委託料837万円の内訳をご説明いたします。

ネットワーク設定変更作業に99万4,000円、静脈認証システム導入関係に737万6,000円を計上いたしております。

ネットワーク設定変更作業につきましては、市庁舎から中間サーバに至る通信回線の安全性を向上させるため、庁舎内のネットワーク上のセキュリティ関係装置の設定を変更するものです。

また、静脈認証システムにつきましては、窓口端末への設置を予定しています。個人番号利用事務を行うにあたっては、番号利用に関するログの収集が必要となります。操作ログは操作者個人の特定、

システム操作ログ等の管理ができるものが必要であり、万一、情報漏えい等が発生した際には証拠として提示が求められます。静脈認証システムにより、操作者を特定できる記録を管理するほか、窓口を停滞させることなく速やかに操作担当者の交替が可能になります。

続きまして、19 節負担金、補助及び交付金の補正額 63 万 6,000 円についてご説明申し上げます。

これは先ほど申しあげました、市庁舎から中間サーバに至る通信回線の安全性向上に関係するもので、庁舎の外に関わる部分です。通信回線は、ふくおか電子自治体共同運営協議会が契約している共同利用センターを経由して中間サーバに接続されることになっており、共同利用センターにおいてセキュリティ関係装置の設定を変更する必要があることから、その費用を協議会加入団体が負担するものであります。

続きまして関連がございますので、あわせて、債務負担行為についてご説明申し上げます。

補正予算書の 5 ページをご覧ください。債務負担行為の補正ネットワークセキュリティ対策事業 1,108 万 2,000 円についてご説明いたします。

これは、先ほど歳出予算で申しあげました、サンドボックスの稼働に要する経費でございます。平成 28 年 1 月から平成 32 年 12 月までの 5 年契約を予定し、消費税込月額 19 万 4,400 円を見込んでおりますので、平成 28 年 4 月以降の 4 年 9 ヶ月分として 1,108 万 2,000 円を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 委託料についてですけれども、委託料は 2 件上がっていますが、これの委託先は国一括で同じ場所なのか、自治体ごとに変えられることができるのかそのところをお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） これは既存のネットワークに関する改修ということになりますのでそれぞれの自治体で現契約業者に委託をするということになろうかと思えます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と言う声あり。）

○委員長（門田直樹委員） すみません。私から 1 点。

非常に重要な関係の内容だと思うんですが、これは補正の形ででておりますんで、この ICT 推進じゃないんだけど他も色々ありますから、仮にもしこれが成立せんとすると先ほど期間のことも言われましたけれどもいわゆる個人番号制度にも対応できない等々の大変な事態になろうと思うけれど、大体期限的に 9 月の定例会でこれが成立せんとそれにはやっぱり間に合わんということですよ。よろしいですかね。

文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 先ほど申しあげました中間サーバとの連携テストでございますが、これ

は全国一斉に来年年明けあたりをめどに開始されるということですので、9月議会で成立しないとそれが間に合わないというような事態になるかと思えます。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。

それでは、次に進みます。同ページ、2款2項3目、友好都市関係費について、説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） それでは、2款総務費2項企画費3目交流費301友好都市関係費13万円の補正予算についてご説明いたします。

平成27年度は、友好都市を締結いたしております宮城県多賀城市と友好都市を締結いたしまして10年の節目の年にあたります。

10周年記念事業の1つといたしまして、次代を担う子どもたちの相互訪問を行うところで計画をまいりました。

今回の補正予算でございますけれども、11節需用費、食糧費の13万円につきましては、10月3日に多賀城市から友好都市親善使節団が訪問する際の交流食糧費、昼食会の費用を計上させていただいておるところでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書16、17ページをお開きください。

3款2項4目、学童保育所管理運営費及び関連する補正項目についてあわせて、説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 3款民生費2項児童福祉費4目学童保育所費010細目学童保育所管理運営費520万円1,000円の補正予算のご説明申し上げます。

平成27年度当初予算で14学童分を計上しておりましたが、4月1日時点で学童保育所入所児童が予想を上回り、1つの学童保育所を増設したところであります。増設しました学童は太宰府小学校の1ヵ所でございます。よって、その分の指定管理料が不足することになりまして、520万1,000円を増額補正するものでございます。

関連がございますので歳入につきましてあわせてご説明させていただきます。

10ページをお開きください。15款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金、2節、児童福祉費補助金、放課後児童対策事業費補助金でございます。歳出で説明しましたように、学童保育所への入所希望者が増加いたしましてそれに対応するための指導員の設置等、学童保育所指定管

理料の財源といたしまして、歳出合計 520 万円 1,000 円の 3 分の 2 にあたります放課後児童対策事業補助金 346 万 6,000 円を補正するものであります。

また、5 ページも関連がございますので、お開きください。債務負担行為補正、指定管理料 571 万円 9,000 円についても関連がございますので続けてご説明させていただきます。平成 27 年度当初予算で 14 学童分を計上しておりましたが、4 月 1 日時点での学童保育所入所児童が予想を上回ったということで、そのための業務契約を締結する必要がありますことから、今回債務負担行為の補正をさせていただくものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 第 2 学童が設置されるということでそれはいいんですが、子どもたちの数が増えれば、例えば備品とか用具とかそういったものも必要になってくると思うのですが、私も知っている限りで言うと竹馬とか一輪車とかそういった備品購入費はこの中には入っていないように思いますが、そういった対応はどのようにされているのか教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 備品購入費につきましては、当初予算の中で持ってます他の学童の分を使いまして、とりあえず対応させていただいております、今のところ補正するまでには至っておりませんので、今回管理料だけの補正ということでさせていただいております。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書 18 ページ、19 ページをお開き下さい。9 款 1 項 3 目、消防施設費及び関連する補正項目についてあわせて、説明をお願いします。

防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 9 款消防費 1 項消防費 3 目財源更正について説明いたします。説明に際しまして、補正予算書の 6 ページ第 4 表地方債補正、消防施設整備事業債、歳入 12 ページの 21 款 1 項 4 目消防債とも関連がありますので、説明させていただきます。

まず事業費の算定に当たりましては、太宰府市といたしましては支出額の精査と財源が国、県などの交付金や補助金などの対象にならないか精査して、計上しております。この 9 款 1 項 3 目の消防施設費につきましては体育複合施設地内に防火水槽を設置する費用 660 万円と事務費 18 万 1,000 円、合計 678 万 1,000 円について当初防災対策事業債で財源を考えておりました。防災対策事業債につきましては起債でまかなえる率が 75%、交付税措置の率が 30%でした。しかし、緊急減災事業債、起債でまかなえる率が 100%、交付税措置の率が 70%に変更が可能になりましたので、起債を

170 万円増の予算計上と、一般財源から起債へ財源の更正を計上しているところです。なお、補正予算書の 6 ページにつきましては起債の限度額 1,640 万円から 1,810 万円の 170 万円増ということで限度額を変更させていただいております。また 12 ページの歳入 21 款起債 1 項起債 4 目の消防債の 170 万円増ということで計上させていただいております。

以上説明をおわります。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

長谷川委員。

○副委員長（長谷川公成委員） 9 月本議会 2 日目の時に、ある適度説明は受けたのですが、大きさと、最近の防火層は、前は野ざらしと言うかプールみたいになっていたんですけども、どういった形、蓋付きになるのか、蓋付きの防火水槽、どういう形なのかちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 以前の防火水槽につきましては特にふたがついていなくて池っていうんですかね、そんなのが多ございました。しかし、場所等とか、やはり安全のことも考えまして現在はボックスですね、上の方も全部ふさぐような形で設置しております。今回こちらの方につきましては、40 t の防火水槽を予定しております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） すみません、1 件だけ。この前本会議で丁寧な、今と大体重なるような説明いただいたんですけども総務部長の話では、体育館用じゃないというふうな説明で、でも 40 t って大きいですたいね。大きいのかな。まず周りの消火がメインだけど体育館がもしなんかあった時には使うと思うんだけど、体育館は体育館で全然そんな必要ないような設備があるんですかね。

総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 体育館の方は基本的にスプリンクラーを設置いたしまして、体育館単体の中での防災施設と言うのは、ある一定完備されているわけであります。

そういうことでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。

進んでいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10 款 1 項 2 目、学校教育運営費について、説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 補正予算書 18 ページから 21 ページをお開きください。

10 款 1 項 2 目 150 学校教育運営費 32 万円についてご説明いたします。

まず、1節報酬ですけれども、これは中学校給食の実現にむけて専門の識見を有する者、栄養士、教員、保護者で構成する学校給食改善研究委員会を開催いたしまして給食の実施方法等について論議していただくための予算でございます。委員報酬として6万6,000円の予算を計上しております。

次に9節旅費ですが、ただ今説明いたしました学校給食改善研究委員の方々の旅費として5万円の予算を計上しております。

次に11節需用費の印刷製本費でございます。20万4,000円ですけれども、これは、小学生と中学生の太宰府の歴史と文化を学ぶ副読本追録分でございます。追録内容でございますけれども、平成27年度太宰府市民遺産第10号に認定されました太宰府の梅上げ行事や第11号に認定されました高雄の自然と歴史、また平成27年4月24日「古代日本の『西の都』～東アジアとの交流拠点～」として、日本遺産に認定されました太宰府市について掲載をいたします。このような市民遺産や日本遺産の紹介で、20ページ、カラー刷りで10月に発刊する予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書20、21ページをお開きください。10款3項1目、中学校管理運営費について、説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 補正予算書20ページ、21ページをお開きください。10款3項1目150 中学校管理運営費 25万円についてご説明いたします。

7節賃金でございますが、現在学校教育課のランチサービスに係る栄養士が1名おりますが、給食に係る事務が増える見込みがあるために時間外手当予算25万円を計上させていただくものです。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありますか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 栄養士さんの事務が増えるということでの賃金の増額ですけれども、これは中学校給食の実現に向けての委員会に対してのものなのか、今年度の初めの前の中学校の入学説明会の時に栄養士さんと職員の係長さんが学校の方に出向かれでランチサービスのお味噌汁を試食で配られてたんですけれども、それで利用者が増えたので、それで事務が増えたのかそこら辺お話しいただけますでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 学校給食の事務につきましては、現在担当職員と中学校の栄養士がメインで行っておりますけれども議員さんがおっしゃいました先ほどの入学説明会の際にランチサービス



の説明と言うことでそういったものも含めて、あるいは今後予定されております中学校給食のこの委員会の事務関係その他給食事務につきましても、給食事務が増えておりますのでその時間外手当と言うことで計上をさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武綾委員） わかりました。入学説明会の時にお味噌汁を配ってあったんですけどもランチサービスの利用が少ないので、できるだけ食べていただくよう努力をされてるなというふうに見てたんですけども、ちょうど私も子どもが入学だったんで、周りのお母さんたちとかそのお味噌汁を取って美味しいということで頼んでみようかなという声も上がってました。実際に4月からのランチサービスの利用量というのは何か変化がありましたでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 昨年度に比べますと利用者の数も若干ではありますけれども増えているような状況であります。今後も増やしていくような取り組みを考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。次に進みます。

同ページ、10款3項1目、中学校施設整備費及び関連する補正項目について、あわせて説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 10款3項1目151細目中学校施設整備費13節委託料545万円5,000円、工事請負費4,000万円の補正予算についてご説明申し上げます。移動が困難な児童・生徒にとって、快適な教育環境を確保するためにエレベーターを整備するものです。また、保護者や地域の方々にも安心して来校いただけるなど、地域コミュニティの拠点としての役割から学校のバリアフリー化にも対応する施設として設置するものです。

関連がございますので歳入につきましてあわせてご説明させていただきます。12ページをお開きください。21款市債1項市債5目教育債でございます。これにつきまして先ほど言いましたように太宰府中学校エレベーター設置工事の財源といたしまして中学校施設事業債を3,400万円充当いたしております。

あわせて6ページをお開きください。第4表でございます。地方債の補正の追加をあげさせていただいております。起債の目的としましては中学校施設整備事業債、限度額1億3,290万円ということでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

長谷川副委員長。

○委員（長谷川公成委員） 太宰府中学校の設置は新規ですよ。他の3中学校はエレベーター設置はされてますか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 中学校ということによろしいですかね。今、エレベーターを設置しているのは学業院中学校のみになっております。まず1年生にお使いの対象となられる児童がいらっしゃるのでもまずは優先して太宰府中学校からということで考えております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川副委員長。

○委員（長谷川公成委員） 今後、児童生徒さんがいる場合は補正じゃなく、当初予算に組み込んで、他の中学校もしていくべきだと思うんですが、今後予定はあるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 児童生徒の各学校の状況を公共施設整備課と一緒に調査をいたしまして、数校あるようであります。ただ緊急にいかどうかにつきましては今後学校と色々議いたしまして、今議員さんが言われますように当初から必要であるということであれば新年度の予算の中で対応させていただきたいと思っております。

○委員長（門田直樹委員） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、1点だけ。

昔階段に自動昇降機というんですかね、手摺の所に付けてガーっと上がっていく、あまり利用がなかったみたいな感じでしたが、ああいうのは今後は無でエレベーターの設置を中心に考えていくということによろしいですか。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） いくつか学校ついているところ、議員さんも知ってあるように、やはりちょっと危険性と言いますか、そういうものもあるということで私も聞いておまして、今後対応していくということであれば、先ほど言いましたようにバリアフリー化とか地域のコミュニティの拠点として考える場合にはやはりエレベーター設置のほうが適していると思っておりますので、そちらの方で考えていきたいと思っております。

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款4項1目、社会教育団体支援費について、説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 10款4項1目140社会教育団体支援費19節負担金補助金及び交付金10万円についてご説明申し上げます。

これにつきましては、第63回全国地域婦人団体研究大会が47年ぶりに福岡市にて開催されるにあたり、太宰府市婦人会を中心とした周辺市町婦人会で受け入れ準備を担うことで今進められてい

るところです。本来でしたら、当初予算の中で計上すべきところではありましたが、大変規模が大きい全国大会でもあり、各市町の役割等についても、本年度に入って決定している状況があったようです。よって、9月のこの本会議において、太宰府市婦人会を支援するための補助金10万円を追加補正させていただいております。

説明は以上で終わります。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款4項4目、図書館管理運営費及び関連する歳入の補正について、あわせて説明をお願いします。

中央公民館担当課長兼市民図書館長。

○中央公民館担当課長兼市民図書館長（木村幸代志） 10款4項4目図書館費130 図書館管理運営費、18節備品購入費31万円及び関連します歳入予算、10、11ページをご覧ください。17款1項3目社会教育寄附金、図書購入指定寄附31万円について、あわせてご説明させていただきます。

この補正予算は、市内の事業所及び個人から市民図書館の図書購入に充ててほしいと、寄附があったことによるものです。

一つは市内に事務所を構える日之出水道機器株式会社様から、本年度も図書購入費用にと、30万円の寄附をいただきました。これは平成6年度から毎年継続されているもので、今年で22回目となります。

もうひとつは、市内在住者から1万円の寄附があったものです。

あわせまして31万円の寄附をいただきました図書購入費の増額分として今回31万円で歳入とあわせて上げさせていただいております。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、2点。日の出水道機器さんは全国的に色々支社、事業所もつてありますけれども、あちこち大体こういう風なことをされてあるのか、わかればね、それが1点。

もう一つは、今までの累計で大体どれくらいいただいておりますのか、わかればお願いします。

中央公民館担当課長兼市民図書館長。

○中央公民館担当課長兼市民図書館長（木村幸代志） 日の出水道機器さんが他の自治体にもやってあるかというようなことですかね。

○委員長（門田直樹委員） わからんなら、いい。

○中央公民館担当課長兼市民図書館長（木村幸代志） ちょっと把握しておりません。

太宰府市にいただいております累計については、最初の年度に200万円の寄付があって、その後毎年30万円ということですので800数十万円の寄付をいただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ありがとうございます。次に進みます。

補正予算書22、23ページをお開きください。10款4項7目水城跡整備事業費について、説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（菊武 良一） 続きまして、10款4項7目282水城跡整備事業費20万5,000円につきまして、ご説明申し上げます。

水城跡の整備につきましては、今年度より東門周辺から事業着手をしております。

現在は、整備に先駆けまして、発掘調査を実施させていただいておりますが、今後は、水城跡第一広場にガイダンス施設及び地形復元に着手いたします。現在のところガイダンス施設の供用開始時期につきましては、来年の秋頃の予定でございますので、旧ダイハツ跡地の水城跡第二広場に、試験的にコンテナを設置させていただきまして、そこに史跡解説員の方々に待機をしていただき、水城跡を訪れた方々に、タイムリーに史跡等のご案内、解説が行えるようにするための費用といたしまして、補正をお願いするものでございます。

なお、賃借料の中身といたしましては、コンテナ、エアコン、椅子、テーブル等の今年10月から来年3月までの6か月分のリース代金でございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありますか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 解説員の方何名ぐらいここに常駐されていますか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武 良一） 現在保存協会を通じまして解説員の方々と協議中でございますが、解説員の方々大体50名ほどおられまして、そちらの方のローテーションによりまして大体2名程度の方がおられるような待機で行きたいというふうに考えております。

（「ありがとうございます」という声あり。）

○委員長（門田直樹委員） 進みます。

同ページ、10款4項8目、日本遺産育成関係費及び関連する歳入の補正について、説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（菊武 良一） 続きまして、10款4項8目細目285日本遺産育成関係費750万円につきまして、ご説明申し上げます。

日本遺産育成関係費につきましては、6月議会におきまして、歳入、歳出ともに2,000万円の予算をお認めいただいております。

今回は、7月上旬にこの日本遺産補助金の内示2,699万8千円を受けたところでございまして、それに関連して補正をお願いするものでございます。

なお、歳入といたしまして、補正予算書10ページ、11ページをご覧ください。14款2項5目3節文化財保存整備費等補助金日本遺産魅力発信推進事業費といたしまして、内示額2,699万8千円との差額であります699万8千円を計上させていただいております。

説明は、以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 進みます。

それでは次に歳入の審査に入ります。補正予算書10、11ページをお開きください。

10款1項1目普通交付税について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 10款1項1目1節の地方交付税についてご説明申し上げます。

本年7月24日付で決定通知が届いております。地方交付税のうち普通交付税の決定額が32億4,012万円となっております。このため当初予算額31億1,500万円との差額1億2,512万円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書12、13ページをお開きください。

21款1項6目、臨時財政対策債及び関連する補正項目について、あわせて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 21款1項6目1節臨時財政対策債についてご説明申し上げます。

臨時財政対策債につきましては地方交付税の代替財源といたしまして地方公共団体が発行する地方債でございます。先ほどご説明いたしました地方交付税の交付額確定に伴いまして、発行可能額が決定されましたので、決定額10億4,199万6,000円に合わせまして、当初予算額10億円との差額4千199万6千円を増額補正するものでございます。

あわせて、6ページの第4表をご覧ください。地方債補正でございます。

今回の補正に併せまして、臨時財政対策債の借入限度額を当初の10億円から今回の決定額10億4,199万6,000円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 進みます。

次に5ページ第3表、債務負担行為補正の審査に入ります。

5ページをお開き下さい。

第3表、債務負担行為補正最上段の会議録作成委託料について、説明をお願いします。  
議事課長。

○学校教育課長（花田善祐） 1項目会議録作成委託料についてご説明いたします。

市議会の会議録につきまして、特に3月議会分につきまして、年度をまたぐ予算執行となることから、債務負担行為の新設をお願いするものでございます。

毎年、債務負担行為というかたちで予算計上をお願いしておりまして、今回の対象となりますのは、来年、平成28年の3月議会から12月議会までの定例会、臨時会及び予算・決算特別委員会の分となっております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同じく、第3表、債務負担行為補正、一部事務組合関係の筑紫野太宰府消防組合施設整備事業債4件について、あわせて説明をお願いします。

防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 債務負担行為補正、追加（一部事務組合関係）について説明いたします。

ここに記載の4件とも筑紫野太宰府消防組合に関するものです。太宰府市と筑紫野市で筑紫野太宰府消防組合の事業費及び経費について負担を現在しております。今回、消防救急無線のデジタル化事業と筑紫野太宰府消防本部、及び筑紫野消防署の新庁舎建設に伴う起債の償還額の太宰府市負担額について期間と限度額について債務負担行為の設定をお願いするものです。

なお、この表の上から消防救急無線のデジタル化事業の監理業務費について、次に消防救急無線デジタル化事業に伴う機材の設置整備事業費について、次に筑紫野太宰府消防本部、筑紫野消防署新庁舎の建設費に伴ううちの緊急防災減災事業債と一般単独事業債と分けて期間と限度額を記載しています。

以上説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは当委員会所管分の補正全般について質疑もれはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明・質疑は終わりました。

討論の前に意見交換ということで何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 私の方から1点。

私採決には入りませんので、ここで意見として。

今回委員会の中で非常に詳細な説明をいただいたんですが、質疑に先立つ説明だけでもこの前の本会議での議案に対する質疑ですね、補正に対するものはすべてカバーしていると思う。ですから、わざわざ重複した質疑は私は必要ではなかったのではないかと思う。まずはこの委員会、本市議会は常任委員会制で分割付託をしておるわけですね。そこそれぞれを尊重するというので今までもやってきております。で、こうやってこう傍聴していただければ十分に議案に対する理解と言うのは深まると思いますので、そういうふうなことを今後考えていただきたいということを意見として申し上げます。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論は終わります。

採決を行います。議案第57号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員挙手です。したがって、議案第57号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ここで、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時6分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○委員長（門田直樹委員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 意見書第1号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

○委員長（門田直樹委員） 日程第3、意見書第1号少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書を議題とします。

提出者がおられますので、補足説明がありましたらお願いします。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 少人数学級と義務教育費国庫負担制度の意見書の提出をお願いして提案しました。意見書にも書いている通り今小学校1年生は35人以下学級そして小学校2年生が加配措置でとどまっております。ちょっと前に財務省の方もこの少人数学級も財務省の方としては必要でないのではないか、国の方ではできるだけ教育費をあまり拡充しようという傾向がないので、色々な運動もされていると思うんですけれども議会の意見書として提出していただけるようお願いしたいと思えます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） それでは、ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 私から1点。同じ内容のものが今まで何度も出てきておるんですが、今までと内容は違いますか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 前回の意見書をちょっと見たんですけれども、その前は義務教育国庫負担であわせて少人数学級も含めたところで内容はちょっとずつ流れが変わってきておりますので。中身はちょっとずつ変わってるんですけれども、基本的にはこういう意見があるということを国に知らせることが大事なことだと思っていますのでよろしくをお願いします。

○委員長（門田直樹委員） これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手と認め、意見書第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 意見書第2号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

○委員長（門田直樹委員） 日程第4、意見書第2号安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を議題と



します。

賛成者がおられますので、補足説明がありましたらお願いします。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 今国会で審議中で参議院での採決も来週かというような話がありますがけれども、今の時点で国会での成立7割を超える方が反対だというような世論調査も出ています。太宰府市の方でも反対の声もあがっておりますのでその点も踏まえてぜひこの意見書を国の方へあげたいと思っております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） それでは、ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 私から1点。慎重審議と言うのは、数字とか、時間であるとか手続きであるとか何か具体的なものがありますか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 今国会で委員会の方で質疑などが行われていますけれども、実際に審議が止まったりと言うこともあっておりますので時間的にもまだまだ、時間数がどのくらいと言うのはないんですけども答弁などで理解できないとか解決できてないような内容もありますので、国会ではもっと慎重にというような内容にしております。具体的にどのくらいと言うのはありません。

○委員長（門田直樹委員） これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手と認め、意見書第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名 反対1名 午前11時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出  
につきましては委員長に一任とすることに決定いたしました。

これをもちまして総務文教常任委員会を閉会致します。

閉 会 午前11時24分

~~~~~○~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

総務文教常任委員会 委員長